

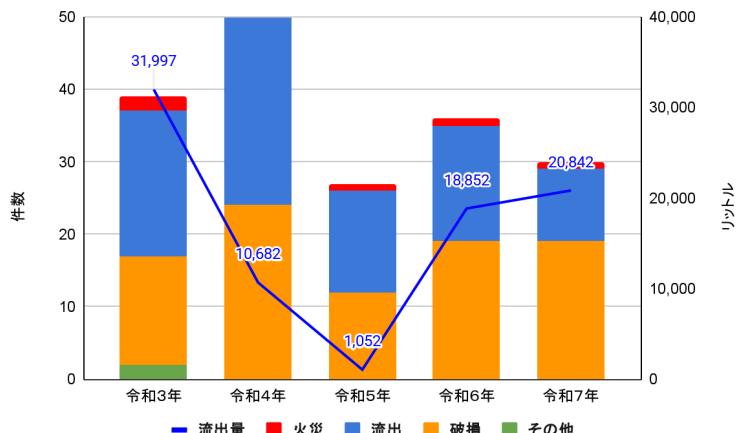
・ 令和7年における危険物施設等の事故発生状況について ・

札幌市消防局

1 危険物施設等の事故発生状況

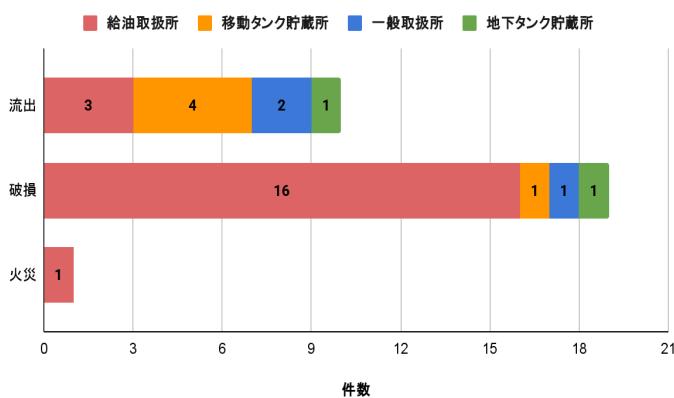
・ 過去5年間における危険物施設等の事故件数推移

	火災	流出	破損	その他	流出量
令和3年	2	20	15	2	31,997
令和4年	0	26	24	0	10,682
令和5年	1	14	12	0	1,052
令和6年	1	16	19	0	18,852
令和7年	1	10	19	0	20,842

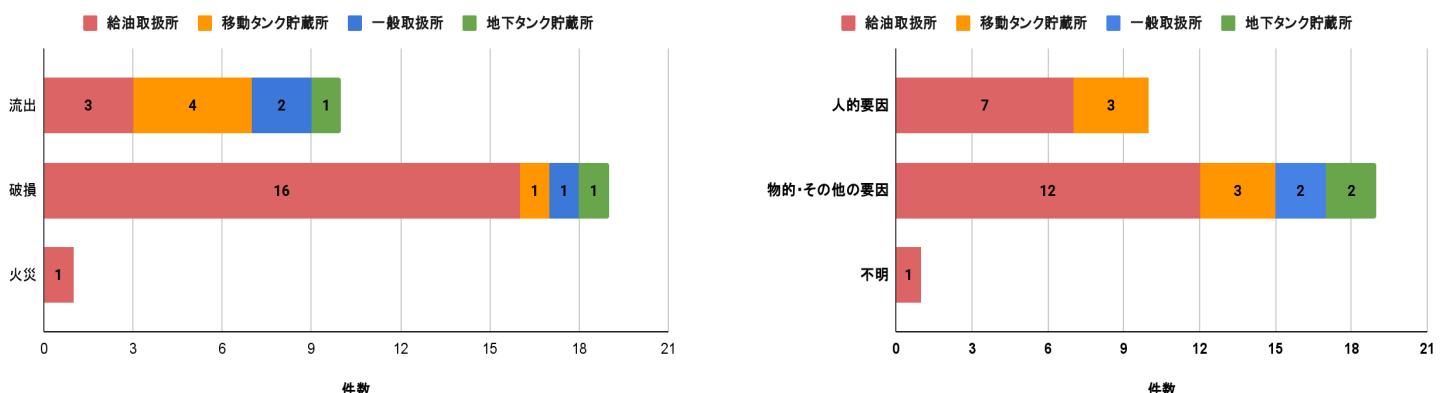


・ 事故種・要因と施設区分別の事故発生状況

事故種と施設区分別の事故発生状況

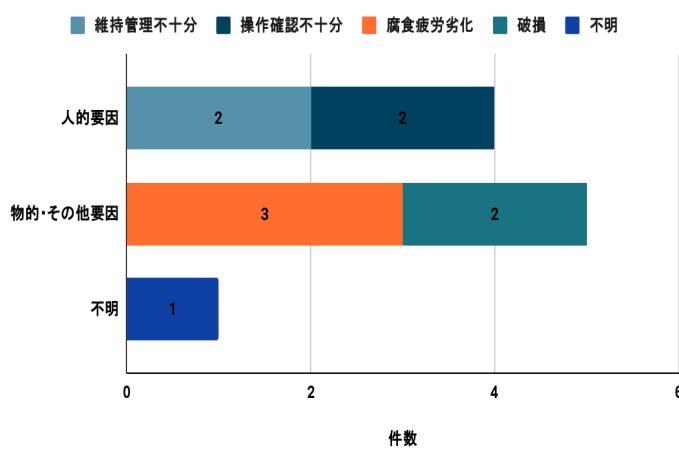


事故要因と施設区分別の事故発生状況

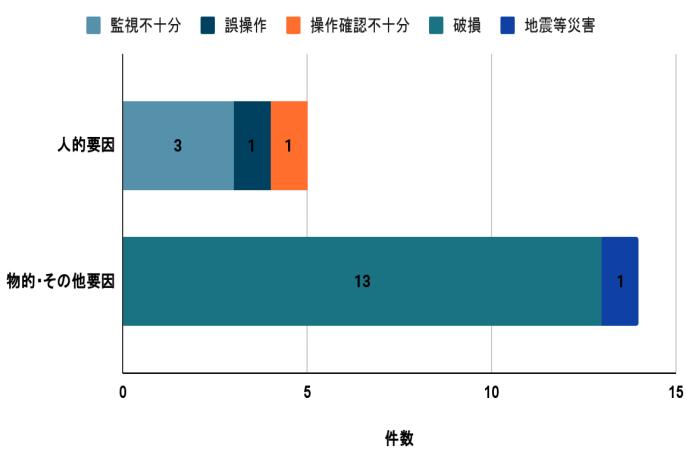


・ 流出事故と破損事故の要因及び原因

流出事故の要因



破損事故の要因



2 危険物施設等の事故事例

・ 火災事例

自家用給油取扱所において、従業員が給油中に、車両にとまつた虫をライターで追い払おうとしたところ、ガソリンに引火したもの。

左:自家用給油取扱所の全景

右:従業員自ら消火器で消火した後の写真



・ 破損事例

給油取扱所(ガソリンスタンド)に給油のため訪れた顧客が運転操作を誤り、固定給油設備に衝突し、破損させたもの。

左:固定給油設備

右:破損した給油ノズル



3 事故防止対策について

・ 火災事故

令和7年中の火災事故は、自家用給油取扱所で発生しました。原因は、従業員が給油中、車両に止まった虫をライターで追い払おうとしたところ、ガソリンの可燃性蒸気に引火したものです。

ガソリンは「揮発性」と「引火性」を有し、自動車への給油においては、「揮発性」により、給油口からガソリンが可燃性蒸気となって溢れ出ることがあります。さらに、給油中にその付近でライター等の火気を使用すると、「引火性」により、ガソリンの可燃性蒸気に容易に引火し、火災化する危険性が極めて高くなります。

ガソリンなどの危険物を扱う場所では、火気の使用は法律により禁じられておりますので、十分にご注意ください。

・ 破損事故

令和7年中の破損事故は、その大半が営業用給油取扱所（ガソリンスタンド）で発生しています。破損事故で特に多いものは、給油に来た顧客の車両が、運転手の操作ミスや給油が完了したと思い込み誤発進によりガソリンスタンドの設備を破損させてしまう事故です。ガソリンスタンドの設備が破損したことで危険物が流出し火災化した場合、生命に関わる甚大な事故となる可能性がありますので、運転には十分気を付けてください。

給油取扱所の従業員はもちろん、顧客などの施設の利用者も事故防止に努める必要がありますので、以下の点を参考してください。

<給油取扱所の従業員>

- ・フルスタンドでは、従業員が誘導を行いましょう。
- ・セルフスタンドでは、しっかりと監視をしましょう。
- ・固定給油設備等の周囲や販売室内に注意喚起の掲示を行いましょう。

<施設の利用者>

- ・給油取扱所内では必ず徐行し、安全運転に努めましょう。
- ・フルスタンドでは、従業員の誘導に従いましょう。
- ・給油後、ノズルをしっかりと戻してから車を発進させましょう。